

当社元社員等に対する訴訟の結果につきまして

当社は、2018年9月14日、当社元社員らに対し、二重就業のみならず背任行為に該当する事実があったことを理由に、4166万円の損害賠償請求を内容とする訴訟を東京地方裁判所に提起しておりましたが、2020年6月22日に、当社が損害賠償金を受領する等の最終和解が成立しましたのでお知らせいたします。

なお、当該和解内容には、当該社員が、懲戒解雇が有効であることを認めたこと及び当社に対し損害賠償金として3666万円の支払義務があることを認めたこと（ただし、約定に従ってその一部を支払ったときは、残金の支払義務は免除）が含まれておりますことも併せてお知らせいたします。

以上のとおり、過日「パルコ部長不当解雇事件」として報じられた件につきましては、訴訟上の和解の中で、不当解雇には該当しないことなど当社の主張の殆どが認められた形で終結いたしました。

2020年6月23日
株式会社パルコ